

東京都図書館協会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、東京都図書館協会 (Tokyo Library Association) といい、事務所を東京都内におく。

(目的)

第2条 この会は、東京都内の図書館及び類縁機関並びに、これらに関係する者の連絡を図り、図書館事業の発展向上と会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書及び図書館に関する調査研究
- (2) 講演会、講習会等の開催並びに研究グループの助成
- (3) 会報等の発行
- (4) その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 普通会員 公益社団法人日本図書館協会の東京地区個人会員及び、東京都内に在住若しくは在勤するもので、この会の趣旨に賛同する個人
- (2) 特別会員 公益社団法人日本図書館協会の東京地区施設会員及び、東京都内に所在する図書館及び類縁機関・団体
- (3) 賛助会員 この会の事業を協賛する個人又は団体

(入会申込)

第5条 この会に入会しようとする者は、事務局に申込み、登録を受けなければならない。但し、公益社団法人日本図書館協会会員については入会の申込みを必要としない。

2 特別会員については代表者を定め登録しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところの会費を納めなくてはならない。

(役員)

第7条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名 (内1名を副会長とし、1名を常務理事とする)
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、会長指名の理事を置くことができる。但し、2名以内とする。

(役員任期及び欠員の補充)

第9条 役員任期は2ケ年とする。但し、再選を妨げない。

2 役員は任期満了後でも、後任者が決定するまでは、その任務を継続して行う。

3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。

4 補充により選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 常務理事は、この会務を処理する。

5 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により、総会で推挙する。

(事務局)

第12条 この会に事務局を置き、事務局に事務局長及び幹事を置く。

2 事務局長は、常務理事をもってこれに充てる。幹事は会長が委嘱し、庶務会計に従事する。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。但し、必要なときは臨時総会を招集することができる。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。

2 出席できない会員が、表決権を出席会員に委託したときは、総会に出席したものとみなす。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 会務報告及び年度事業計画

(2) 予算案及び決算報告

(3) 会則及び規程の変更

(4) その他重要な事項

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その都度選挙でこれを定める。

(議事の決定)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の時は、議長の決定するところによる。但し、規約の変更については3分の2以上の同意を得なければならない。

(委員会)

第18条 この会に委員会をおくことができる。

(他団体への加盟)

第19条 この会は、公益社団法人日本図書館協会に加盟し、同協会の加盟団体となる。

(経費)

第20条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、昭和51年5月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成元年7月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成3年9月17日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年8月29日から施行する。

東京都図書館協会研究助成規程

（目的）

第1条 この規程は、本協会会員の研究を促進し、もって本協会の使命達成に資することを目的とする。

（研究助成の種類）

第2条 研究助成は、前条の目的にふさわしい調査研究（以下「研究」という）に対して行うものとし、その種類は次のとおりとする。

（1）随時的な研究グループ助成

東京都内において、特定テーマを持って随時的に研究活動を行う研究グループへの助成で、助成金額は10万円を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内で、研究期間は最長2年間とする。

（2）継続的な研究グループ助成

東京都内において、継続的に研究活動を行っている研究グループへの助成で、単年度の助成金額は5万円を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内の助成を行う。

（申込資格）

第3条 この規程による研究助成は、本協会普通会員を研究グループの代表者とし、会員を主たる構成員として行われる共同研究を対象とするものとし、当該研究グループの代表者が申込みの資格を有する。

（申込方法）

第4条 研究助成の申込みは、前条に規定する申込みの資格を持つものが、別に定める申込書により行うものとする。

（決定の方法）

第5条 前条の申込みがあったときは、会長は理事会に諮り助成の適否及び金額を決定し申込者に通知するものとする。

（研究費）

第6条 助成金は、研究に直接必要な経費とし、第2条(1)の助成にあつては研究の完了後、又第2条(2)の助成にあつては年度終了後、それぞれ1か月以内に会計報告を提出し精算するものとする。その際、助成金に残額が生じた場合は返還するものとし、不足が生じた場合は限度内であっても、追加助成は行わないものとする。

（研究計画の変更）

第7条 助成決定後、研究計画を変更するときは、別に定める手続により申込者が申請を行い、会長の承認を受けなければならない。

（研究成果の発表）

第8条 この規程による助成金を受けた者は、第2条(1)の助成にあつては研究完了後、又

第2条(2)の助成にあつては年度終了後2か月以内に会長に報告書を提出し、その研究成果を総会又は本協会機関紙に発表しなければならない。但し、その他の方法による公表をもって、これに代えることができる。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

- (1) 当該研究を中止したとき
- (2) 当該研究を遂行する見込みがなくなったものと認められるとき
- (3) 助成金を受けた者が、交付の条件に違反したとき（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則 （昭和56年5月29日）

この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

付 則 （平成14年6月18日助成の種類改正）

この規程は、平成14年7月1日から施行する。